

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A所在のB整骨院（以下「事業場」という。）に雇用され、柔道整復師・鍼灸師として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場の駐車場において車を運転中、車をバックさせたときにポールにぶつかる自損事故（以下「本件事故」という。）で負傷したという。

請求人は、同年〇月〇日、C医院に受診し「頸椎捻挫、腰部打撲傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、災害発生状況及び受診経過について、要旨、「平成〇年〇月〇日、事業場駐車場において車をバックさせているときにポールに衝突し、頸部と腰部を負傷した。」「事故当日、労災で受診したいことを事業主に伝えたが、『仕事中はだめ』と言われたので、その日は我慢して働き、その後も頸や腰に痛みがあったが、〇月頃に私病のことがあり受診できたのが平成〇年〇月〇日になった。」旨述べている。しかし、請求人は、急性上気道炎等を理由として同年〇月に2回医療機関を受診しており、本件傷病に関し、請求人が受診する機会がなかったとは認められない。また、D院長（以下「事業主」という。）は、要旨、「監督署からの問い合わせで、請求人が労災請求していることを聞き、初めて本件事故について知った。」旨述べており、請求人の申述を否定している。また、現認者とされているE鍼灸師は、要旨、「請求人が車をポールにぶつけたところは見たが、軽くぶつけた程度だと思ったので、請求人から詳しい話は聞いていない。また、本件事故当日、請求人から事業主へ受診の意向を伝えた事実はなかったと思う。」旨述べている。
- (2) また、請求人は要旨、「平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間に、本件事故以外に、4ないし5件の業務中及び通勤中の自損事故を起こし、負傷したことをそれぞれ事業場へ報告した」旨述べているものの、事業主は「請求人から報告を受けていませんし、他の従業員からも聞いていない。」旨述べている。
- (3) F医師は、本件傷病を診断した根拠について「他覚的所見はなく、本人の主訴により判断」、本件事故との関係について「本人の主訴のみ、医学的所見はなく、因果関係は不明」と所見している。

- (4) 健康保険診療状況に係る診療報酬明細書によると、請求人には、平成〇年〇月以降、本件事故直前の平成〇年〇月に至るまでC医院を含む複数の医療機関に受診し、「腰部捻挫」、「腰痛症」、「腰椎椎間板ヘルニア」、「頸椎症」、「頸椎捻挫」、「外傷性頸部腰部症候群」、「筋筋膜性腰痛症」及び「腰部打撲傷」の既往歴が認められる。
- (5) 以上のとおりであるから、請求人の主張については、本件傷病が業務上の事故によるものであることを裏付ける事業場関係者の申述及び医学的所見はなく、その信憑性については疑念を抱かざるを得ず、また、請求人は本件事故以前から本件傷病と同一の傷病により複数の医療機関への受診が続いていた実態が認められることから、当審査会としても、本件傷病と業務との間に相当因果関係は認められず、本件傷病は、療養補償給付の対象にならないものであると判断する。
- 3 したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない

よって主文のとおり裁決する。